

資料

市民憲章

各種宣言

財政の見込み

後期基本計画策定経緯

佐倉市民憲章

昭和45年12月23日制定

わたくしたちは、印旛沼湖畔のきれいな空気と、みどりと太陽と歴史に恵まれた佐倉市民です。全市民は力をあわせて、この憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。

- 1 私たちは、美しく清潔なまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、老人を敬い、子供を愛し、あたたかいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、創意と努力をもって、豊かなまちをつくりましょう。

交通安全都市宣言

昭和38年10月4日宣言

最近、我が国の目覚ましい経済成長と国民所得の向上によって、車輛は急激に増加し各都市における交通事故は、日とともに激増し本市における交通事情も著しくふくそうし、交通事故がますます増加の傾向にあることは誠に憂慮にたえないところである。

尊い市民の生命財産を交通の災害より守り、市民生活の安全を図るため、交通施設の整備を推し進めるとともに、ここに市民の総意をもって交通安全都市を宣言し、交通事故の絶滅を期するものである。

省エネルギー都市宣言

昭和55年6月26日宣言

最近における石油価格の急騰あるいは、エネルギー資源の不安定な供給状態など、我々をとりまくエネルギー事情は、ますます厳しさを増しております。資源のほとんどを諸外国に依存している我が国にとっては、省エネルギー運動を推進し生活防衛を図ることが緊急の課題であります。

このような状況にかんがみ、佐倉市民のひとりひとりが決意を新たにし、家庭、職場、地域社会において、この運動の一層の強化拡大を通じて、明るく豊かな暮らしを守るため、「省エネルギー都市」として更に強力な省エネルギー市民運動を展開することをここに宣言します。

緑の都市宣言

昭和58年3月19日宣言

佐倉市は、豊かな緑につつまれた、すばらしい環境のまちです。この環境は私達市民の大きな誇りです。

まちづくりを進める中で、この豊かな緑を後世に残してゆかなければなりません。

愛する郷土、佐倉市の緑と自然を守り育てるため全市民、力をあわせて緑の保全、緑化の推進に努めてまいりましょう。

市制施行30年に当たり、緑を愛する市民の総意により佐倉市を緑の都市とすることをここに宣言します。

平和都市宣言

平成7年8月15日宣言

～非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして～

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共通の願いです。

佐倉市民は、悲惨な紛争や戦争のない世界を強く願い、軍縮の推進はもとより、特に、人類および地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめざして、最大の努力をしなければなりません。

戦後50年目の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するために「平和都市」を宣言します。

人権尊重・人権擁護都市宣言

平成9年2月24日宣言

わたしたちは、個性を認めあい、協調性のあるまちづくりをすすめています。みんなの顔がきらめいて、希望にあふれる都市をつくりたいと願っています。

それは、一人ひとりが大切にされ、人間らしく生きることができるまちにすることです。

そのために、わたしたちは基本的人権を正しく理解して、人権感覚の向上に努めなければなりません。

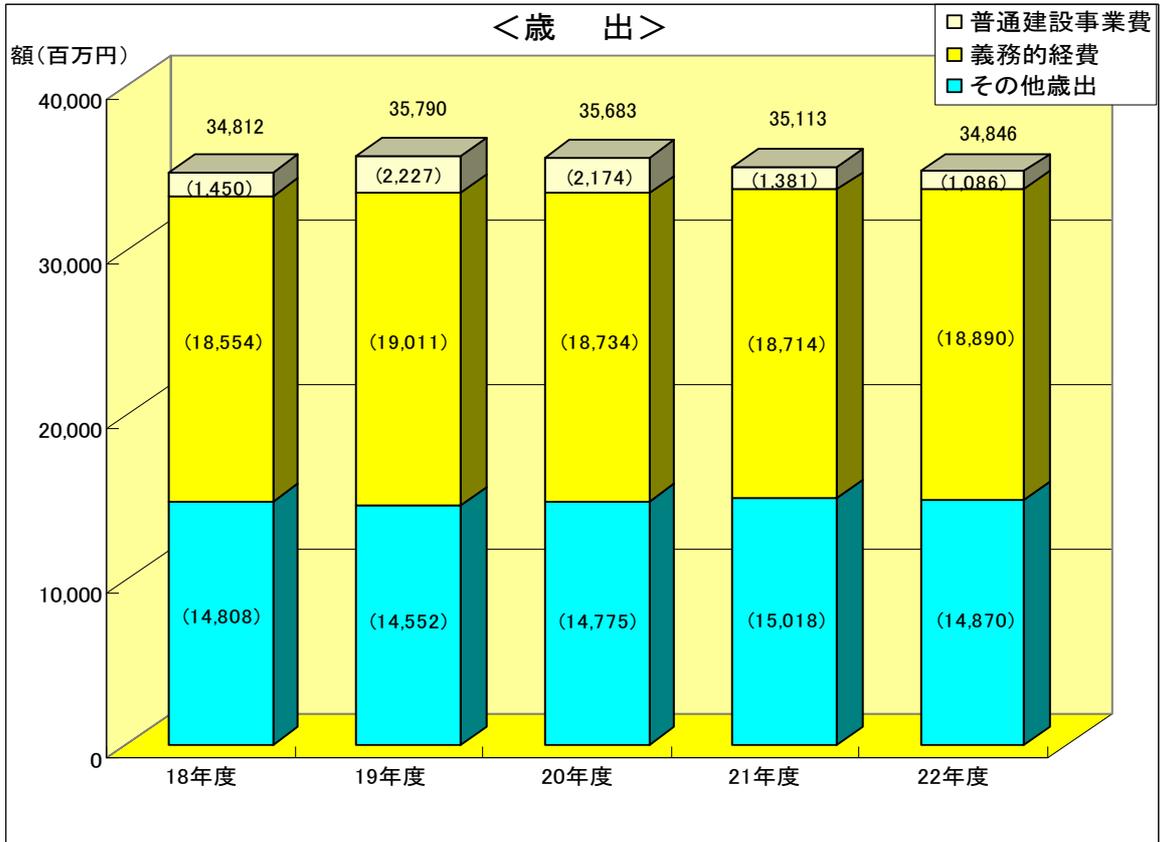
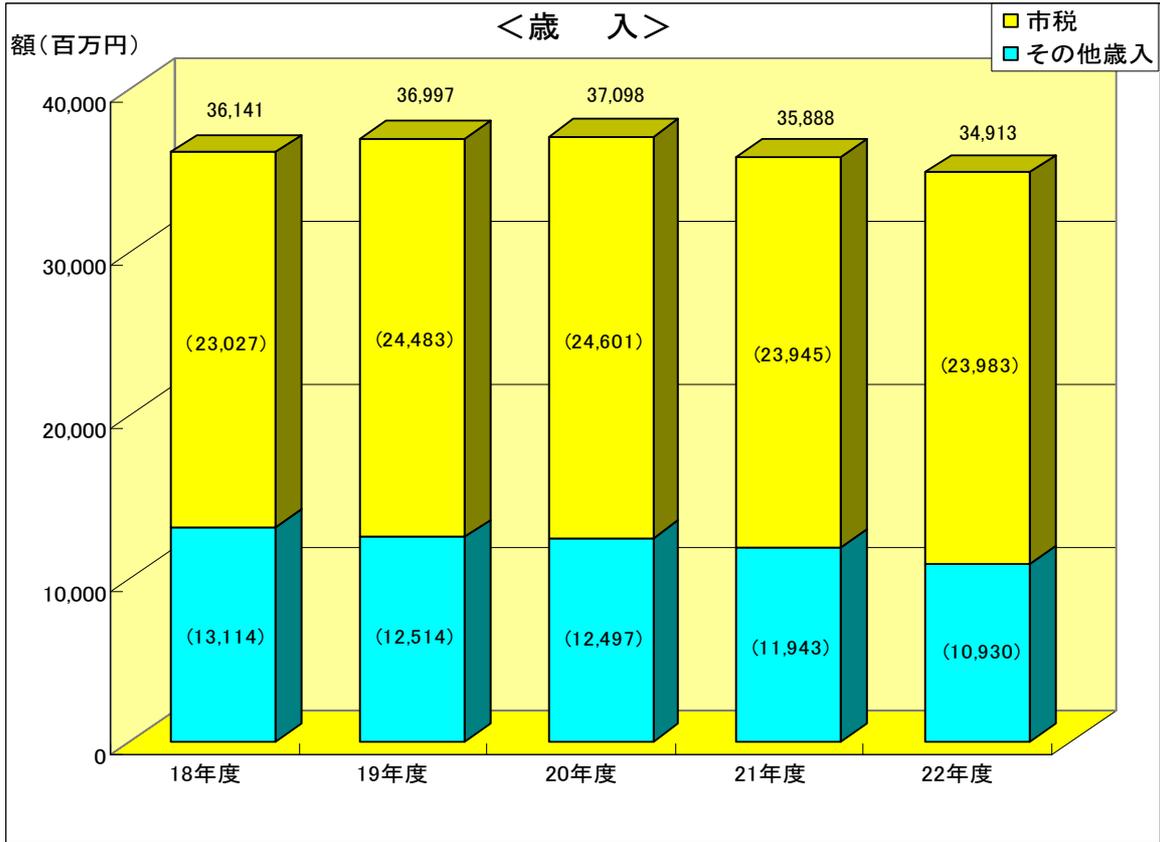
わたしたちは、差別や偏見をなくすために、人権尊重の教育や啓発活動に積極的に取り組みます。そして、わたしたち一人ひとりが、人権擁護のまちづくりの主人公となるため、ここに佐倉市を「人権尊重・人権擁護都市」とすることを宣言します。

「佐倉市教育の日」宣言

平成16年10月23日宣言

佐倉市教育のますますの振興と発展を心から願い、本日の市制施行五十周年記念式典に際し、十一月十六日を『佐倉市教育の日』とすることを宣言いたします。

《後期基本計画期間内の財政の見込み》



※この財政推計は、普通会計の決算ベースで作成しています。
 その他歳入は、主に地方譲与税や各種交付金、国・県支出金、地方債、使用料・手数料等です。
 普通建設事業費とは、道路や建物などの建設費や用地購入に関する経費です。
 義務的経費とは、人件費・扶助費(生活保護法等に基づく経費)・公債費(地方債の償還)のことです。
 その他歳出は、主に物件費(消耗品の購入等)、補助費(助成金や一部事務組合への負担金)、繰出金(他会計への繰出金)等です。

後期基本計画策定経緯

平成16年度

平成16年10月 1日	第3次佐倉市総合計画策定要綱改正
平成16年10月14日	第1回第2（生活環境）策定部会開催（～3月25日迄 全3回） 第1回第3（文化・学習）策定部会開催（～3月25日迄 全3回）
平成16年10月15日	第1回第1（健康・福祉）策定部会開催（～3月29日迄 全3回） 第1回第4（産業経済）策定部会開催（～3月29日迄 全3回） 第1回第5（都市基盤）策定部会開催（～3月25日迄 全3回）
平成16年10月18日	第1回第6（行財政）策定部会開催（～3月23日迄 全3回）
平成16年10月20日	第1回第1（健康・福祉）策定委員会開催
平成16年10月26日	第1回第3（文化・学習）策定委員会開催 第1回第5（都市基盤）策定委員会開催 第1回第6（行財政）策定委員会開催
平成16年10月27日	第1回第4（産業経済）策定委員会開催 第1回第2（生活環境）策定委員会開催
平成16年11月 1日	第1回策定本部会
平成16年11月18日	市民意識調査実施（～12月15日迄）
平成17年 1月12日	満足度調査実施（～2月4日迄）
平成17年 3月	「佐倉市市民意識調査報告書」策定

平成17年度

平成17年 4月26日	第4回第2（生活環境）策定部会開催（～8月24日迄 全2回） 第4回第4（産業経済）策定部会開催（～9月2日迄 全2回）
平成17年 4月27日	第4回第1（健康・福祉）策定部会開催（～8月26日迄 全2回） 第4回第5（都市基盤）策定部会開催（～9月1日迄 全2回） 第4回第6（行財政）策定部会開催（～8月29日迄 全2回）
平成17年 5月10日	第4回第3（文化・学習）策定部会開催（～8月30日迄 全2回）
平成17年 5月24日	第2回第2（生活環境）策定委員会開催
平成17年 5月25日	第2回第1（健康・福祉）策定委員会開催
平成17年 5月26日	第2回第3（文化・学習）策定委員会開催 第2回第4（産業経済）策定委員会開催 第2回第5（都市基盤）策定委員会開催 第2回第6（行財政）策定委員会開催
平成17年 5月30日	第2回策定本部会開催
平成17年 7月 1日	後期基本計画素案をホームページにより公表 後期基本計画素案の市民意見募集（7月15日迄）
平成17年11月 7日	第3回策定本部会開催
平成17年11月14日	政策調整会議にて後期基本計画（案）を了承
平成17年12月19日	佐倉市議会にて佐倉市基本構想の変更（想定人口の変更）議決